2026.10.13-23　保税新任者研修会
（公財）日本関税協会 神戸支部
神戸地区保税会

# 保税業務新任者研修会



## 神戸税関監視部

2026年

# 講義予定

## １．保税制度について

（1）保税制度の役割
（2）保税地域の種類
（3）自主管理制度

## ２．保税地域における貨物の管理等

（1）外国貨物を置く場所の制限
（2）見本の一時持出し
（3）貨物の取扱い
（4）外国貨物の廃棄
（5）貨物の収容能力の増減等（含む工事届）
（6）関税納付義務（倉主責任）
（7）記帳義務
（8）保税運送
（9）その他各種届出
（10）被許可者等に対する処分

# 講義予定

## １．保税制度について

**（1）保税制度の役割**

（2）保税地域の種類

（3）自主管理制度

## ２．保税地域における貨物の管理等

（1）外国貨物を置く場所の制限

（2）見本の一時持出し

（3）貨物の取扱い

（4）外国貨物の廃棄

（5）貨物の収容能力の増減等（含む工事届）

（6）関税納付義務（倉主責任）

（7）記帳義務

（8）保税運送

（9）その他各種届出

（10）被許可者等に対する処分

# 1．保税制度について

## (1) 保税制度の役割

### 保税とは

【関税法】定義なし

【広辞苑】関税の賦課が保留される状態

【概念上】貨物が外国貨物である状態

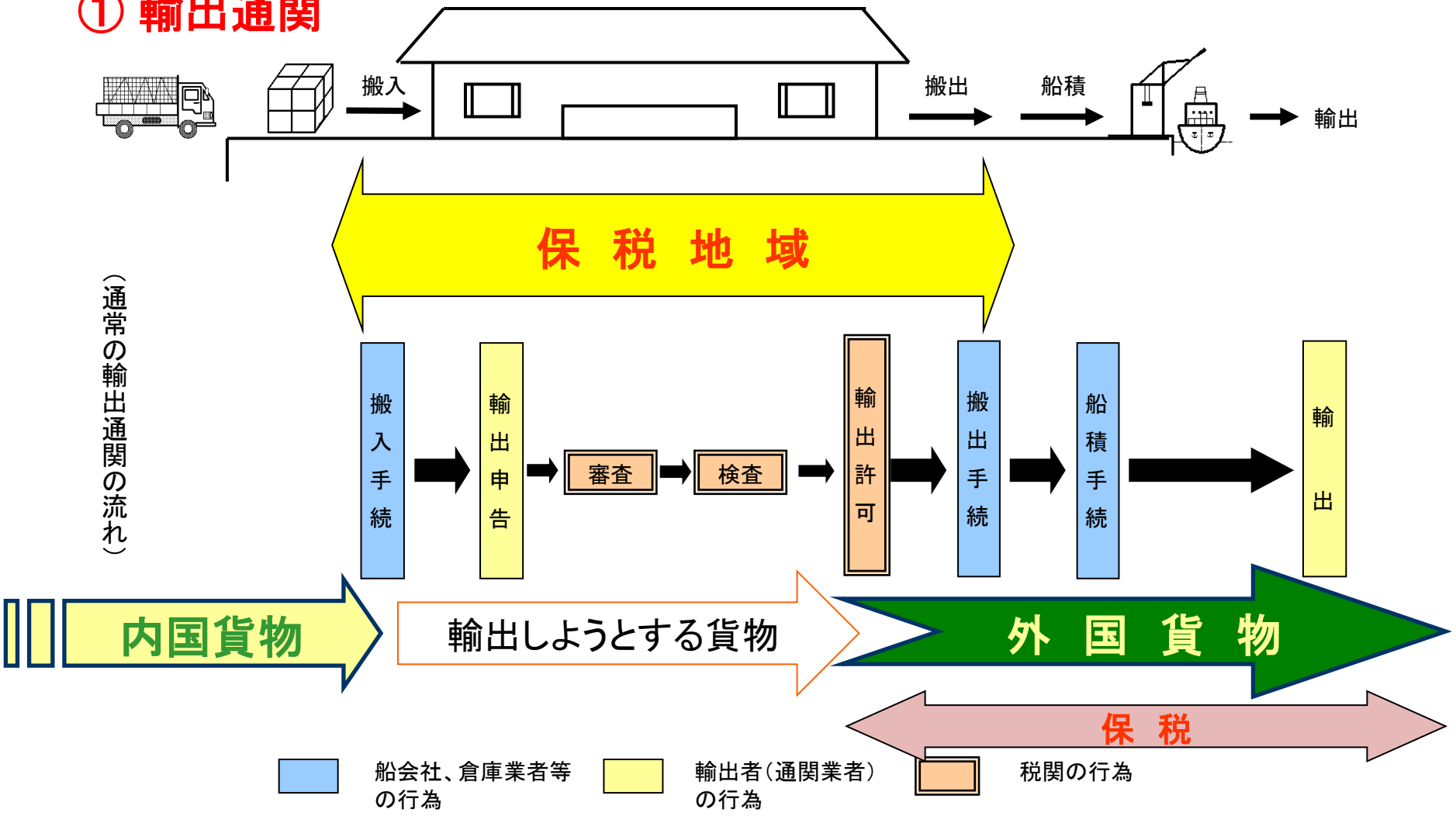
外国貨物（法第2条）

輸出の場合：輸出許可を受けた後の貨物
輸入の場合：輸入許可を受ける前の貨物

これらの保税状態にある外国貨物に対して各種手続きや規制等を設け、税関の監督下に置く制度を「保税制度」と総称している。

## (1) 保税制度の役割

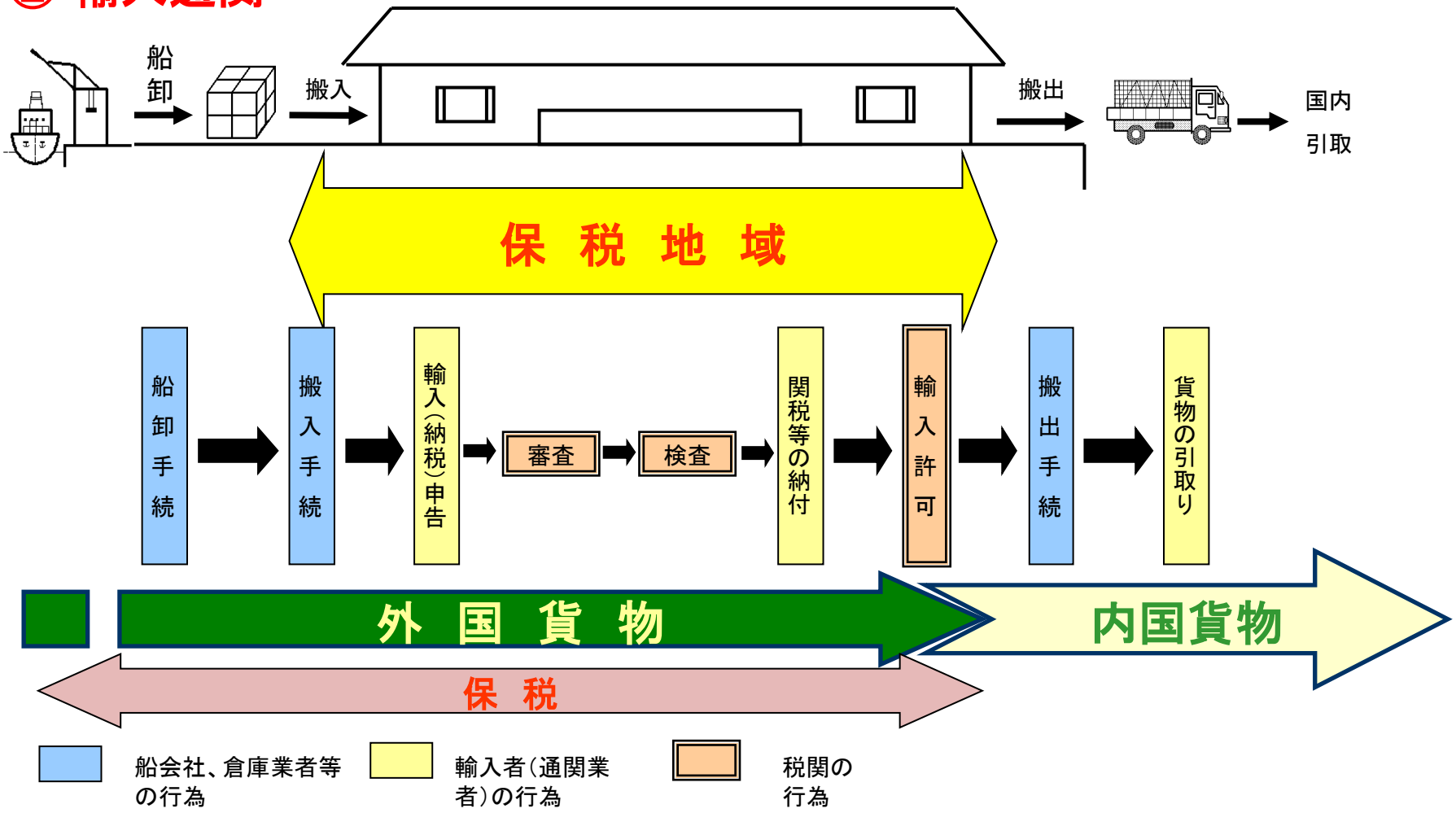
### ① 輸出通関



# 1. 保税制度について

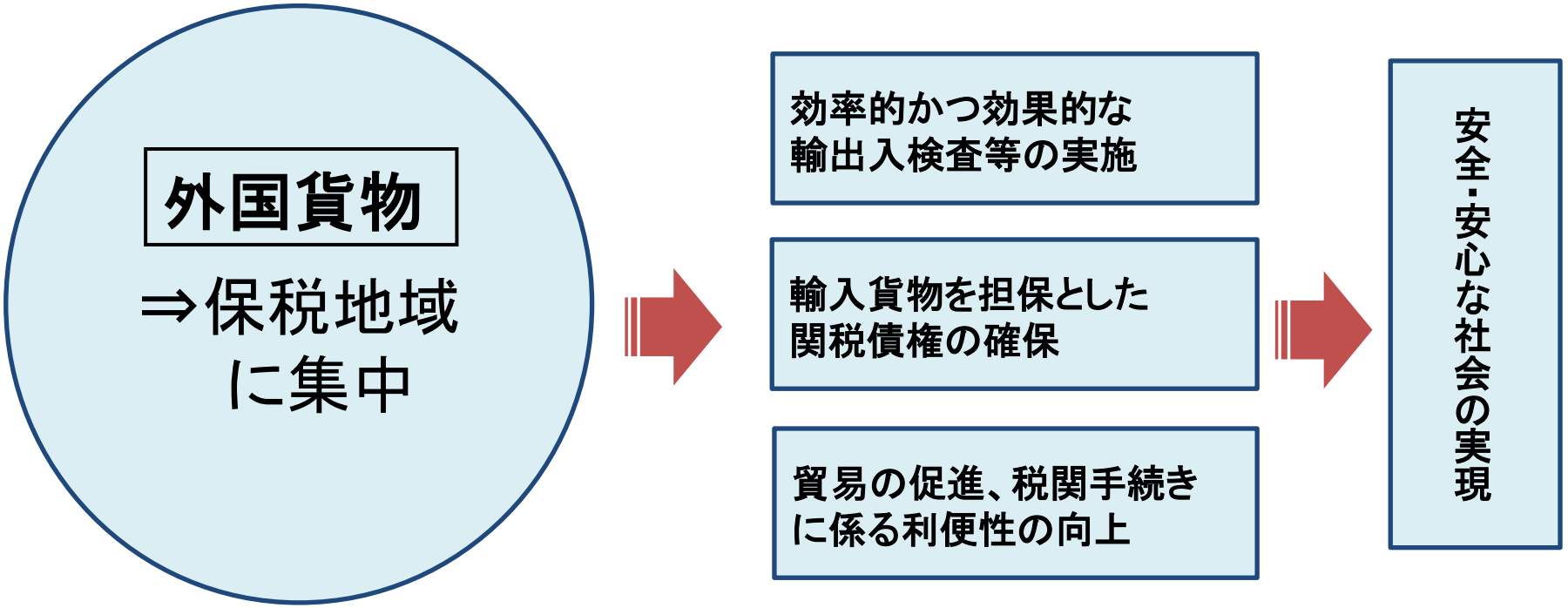
## (1) 保税制度の役割

### ② 輸入通関



## (1) 保税制度の役割

**【関税法第30条】**
**外国貨物は、保税地域以外の場所に置くことができない。**



## (1) 保税制度の役割

もし保税制度（外国貨物に対する規制等）がなければ・・・

貨物はいつでも好きな場所に置くことができるので・・・

【輸出入者】
貨物の密輸出入や抜き取りなどの不正行為が容易

【税関】
不正薬物等の効率的、効果的な取締り、適正な申告、関税等の確保が困難

・不正に関税等を免れた貨物が安値で国内に流通し、国内産業に重大な損害が生じる。

・国民生活の安全や健康の維持が失われる。

・国際的な平和維持、環境保護等の社会秩序が失われる。


絹織物と綿タオルのすり替え


コンテナ奥に隠匿された盗難車


模造鉄鉱石内に隠匿された覚醒剤

# 講義予定

１．保税制度について

（1）保税制度の役割

**（2）保税地域の種類**

（3）自主管理制度

２．保税地域における貨物の管理等

（1）外国貨物を置く場所の制限

（2）見本の一時持出し

（3）貨物の取扱い

（4）外国貨物の廃棄

（5）貨物の収容能力の増減等（含む工事届）

（6）関税納付義務（倉主責任）

（7）記帳義務

（8）保税運送

（9）その他各種届出

（10）被許可者等に対する処分

## (2)　保税地域の種類（法第29条）

【関税法第29条】
保税地域は、指定保税地域、保税蔵置場、保税工場、保税展示場及び総合保税地域の5種とする。

| | 指定保税地域 | 保税蔵置場 | 保税工場 | 保税展示場 | 総合保税地域 |
|---|---|---|---|---|---|
| 指定・許可 | 財務大臣指定 | 税関長許可 | | | |
| 機　　能 | 外国貨物の積卸・一時蔵置（点検、改装、仕分け、その他の手入れ、税関長の許可を受けた見本展示・簡単な加工） | 外国貨物の積卸・蔵置（点検、改装、仕分け、その他の手入れ、税関長の許可を受けた見本展示・簡単な加工） | 保税作業（加工・製造、改装、仕分け、その他の手入れ） | 展示場に使用<br>積卸・運搬・蔵置・点検・改装・仕分け・展示・使用・その他類似行為 | 積卸・運搬・蔵置・点検・改装・仕分け・その他の手入れ・加工・製造・展示・使用 |
| 許可期間 | | 10年以内<br>（実務上6年※） | 10年以内<br>（実務上6年※） | 博覧会等の会期を勘案して税関長が必要と認める期間 | 10年以内<br>（実務上6年※） |
| 蔵置期間 | 搬入から1ヵ月 | ・搬入から3ヵ月<br>・最初に蔵入承認した日から2年<br>（延長可） | ・搬入から3ヵ月<br>・移入承認した日から2年<br>（延長可） | 税関長が指定する期間 | ・搬入から3ヵ月<br>・総保入承認した日から2年<br>（延長可） |

※現に保税蔵置場等の許可を受けていない者が申請する場合、3年を超えないものとする

# 講義予定

## １．保税制度について

（1）保税制度の役割
（2）保税地域の種類
**（3）自主管理制度**

## ２．保税地域における貨物の管理等

（1）外国貨物を置く場所の制限
（2）見本の一時持出し
（3）貨物の取扱い
（4）外国貨物の廃棄
（5）貨物の収容能力の増減等（含む工事届）
（6）関税納付義務（倉主責任）
（7）記帳義務
（8）保税運送
（9）その他各種届出
（10）被許可者等に対する処分

## ⑶ 自主管理制度

### 主な保税制度の変遷と自主管理

**昭和29年　現行関税法施行**

税関による直接管理

（貨物の搬出入の都度、税関へ届け出及び税関職員の立会）

**昭和47年　自主管理指定制度の導入**

倉主（一部）による間接管理

（取締上支障がないと指定した保税地域では、貨物の搬出入の事実を記帳することにより、届け出を不要とした）

**平成　9年　完全自主管理へ移行（貨物管理に関する手続き簡素化）**

すべての保税地域に記帳義務を課し、搬出入届出を廃止

輸入許可済貨物を保税管理の対象から除外

**平成12年　社内管理規定（CP）整備を基本通達化**

**令和8年　　社内管理規定から保税業務規則の制定を関税法に規定**

## ⑶　自主管理制度

### 基本的考え方

**税関の信頼・期待**

・関税関係法規の順守
・保税手続き上の管理を自主的にかつ的確に実行

**倉主**

・自己の責任を自覚し、ルールに従い、保税手続を自主的に処理

### 具体的行為

**税関**

・倉主が記帳した内容を点検
・倉主が的確な貨物管理を行っていることの確認

**倉主**

・搬出入、取扱い等について、自ら定めたルールに基づき、適正な貨物管理を行い、その事実を迅速・的確に記帳する

# (3)自主管理制度　【保税業務規則】

## 目的

倉主等が保税地域の業務について法令の規定を遵守するために必要な業務の手順及び体制を定めた規則を策定する

## 基本項目（基本通達43-2）

| | 規定する事項 | 内　容 |
|---|---|---|
| （1） | 法令を遵守するために必要な体制の整備 | 責任者等の氏名、職名、具体的業務 |
| （2） | 保税業務の具体的内容及び手順並びに帳簿の作成、保管に関すること | 貨物管理、顧客（荷主）管理の具体的業務。帳簿の作成、保管に関すること |
| （3） | 税関への通報体制の整備 | 不審貨物、不審人物等について確実に税関へ通報するための体制 |
| （4） | 教育訓練体制の整備 | 全ての役員及び従業者が保税業務規則を理解し、関係法令の遵守等にかかる教育・訓練を実施すること |
| （5） | 評価・監査制度の整備 | 内部監査人による定期的な評価・監査を実施すること |
| （6） | 懲罰に関する規定 | 保税業務規則に違反した場合、従業者は当該法人の懲戒規定の対象となる旨を記載すること |
| （7） | その他参考となるべき事項 | |

## ⑶ 自主管理制度

### 関基43-2(1)任意の様式で作成した責任者等の一覧表

**保税業務社内管理組織図**　　（制定年月日：　年　月　日）

| 保税地域の名称 | | 所在地 | | TEL |
|---|---|---|---|---|

（平成　年　月　日現在）

従業員数　　名
業務委託等従業員数　　名
合計　　名

会社組織図
（別紙のとおり）

総合責任者　：職名　　氏名

貨物管理責任者：職名　　氏名

内部監査人　：職名　　氏名

委託管理責任者：職名　　氏名

顧客管理責任者：職名　　氏名

| | ①搬入管理 | ②蔵置管理 | ③取扱等管理 | ④記帳等管理 | ⑤搬出等管理 |
|---|---|---|---|---|---|
| 社内管理体制 | 担当責任者<br>職名<br>氏名　（　年）<br>担当者<br>職名<br>氏名　（　年） | 担当責任者<br>職名<br>氏名　（　年）<br>担当者<br>職名<br>氏名　（　年） | 担当責任者<br>職名<br>氏名　（　年）<br>担当者<br>職名<br>氏名　（　年） | 担当責任者<br>職名<br>氏名　（　年）<br>担当者<br>職名<br>氏名　（　年） | 担当責任者<br>職名<br>氏名　（　年）<br>担当者<br>職名<br>氏名　（　年） |
| 貨物管理手続き | 1.OLT、出荷依頼書と現物の対査確認<br><br>2.貨物異常・現物と関係書類の不一致等発見時担当責任者から貨物管理責任者に連絡<br><br>3.関係書類を整備の上、担当責任者へ送付 | 1.蔵置貨物の蔵置管理及びさし札等の点検<br><br>2.貨物の異常を発見した場合は担当責任者から貨物管理責任者に連絡 | 1.蔵置貨物の取扱を行った場合の状況把握<br><br>2.取扱者の来訪につき不審者と思われるときは担当責任者から貨物管理責任者に連絡 | 1.保税台帳への記帳<br><br>2.関係帳票の整理 | 1.輸出入許可書、OLT、出荷依頼書と現物の対査確認<br><br>2.関係書類を整理のうえ④の担当責任者へ送付<br><br>3.貨物の異常・現物と関係書類の不一致等を発見時担当責任者から貨物管理責任者に連絡 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 教育訓練実施責任者 | 職名<br>氏名 | 税関への連絡担当者 | 緊急の場合以外は貨物管理責任者とする | 通報先　管轄税関名と連絡先 |

# 講義予定

## １．保税制度について

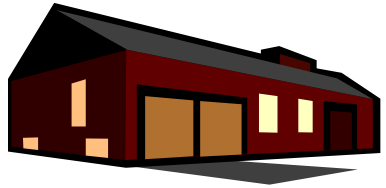
（1）保税制度の役割
（2）保税地域の種類
（3）自主管理制度

## ２．保税地域における貨物の管理等

**（1）外国貨物を置く場所の制限**
（2）見本の一時持出し
（3）貨物の取扱い
（4）外国貨物の廃棄
（5）貨物の収容能力の増減等（含む工事届）
（6）関税納付義務（倉主責任）
（7）記帳義務
（8）保税運送
（9）その他各種届出
（10）被許可者等に対する処分

# 2. 保税地域における貨物の管理等

## (1) 外国貨物を置く場所の制限(法第30条第1項)



### 原　則

外国貨物は、保税地域以外の場所に置くことはできない。

### 例　外

- 難破貨物(第1号)
  - → 遭難その他の事故により船舶又は航空機から離脱した貨物(関基30-1)
  - (単に航行の自由を失った船舶又は航空機に積まれていた貨物は含まれない)
- 保税地域に置くことが困難又は著しく不適当な貨物(第2号)⇒他所蔵置貨物
- 特定郵便物(※1)、刑事訴訟法の規定により押収された物件その他政令で定める貨物(第3号)
- 信書便物(※2)のうち税関長が取締り上支障がないと認めるもの(第4号)
- 特例輸出貨物(第5号)

(※) 1 ー関税法第76条第5項(郵便物の輸出入の簡易手続)の規定による通知に係る郵便物(輸入されるものに限る)
ー信書のみを内容とする郵便物
2 民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第3項(定義)に規定する信書便物

# 2. 保税地域における貨物の管理等

## (1) 外国貨物を置く場所の制限(法第30条第1項)

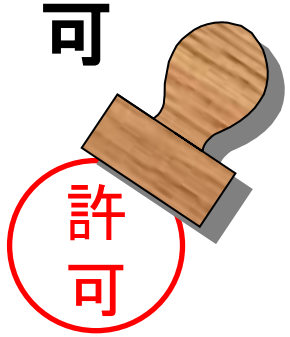
【保税地域に置くことが困難又は著しく不適当な貨物:**他所蔵置貨物**(関基30-2)】

### 他所蔵置が認められる貨物

- 巨大重量物
- 大量貨物
- 交通不便
- 腐敗変質・他の貨物を汚損
- 貴重品・危険物・生鮮食料品
- 税関長がやむを得ないと認めたもの

→ 場所・期間を指定

税関長の許可




他所蔵置の許可は、
　個々の貨物を保税地域以外の場所に置くことについての**禁止を解除するもの**であり、
　保税地域以外の場所について、特例的に保税地域の機能を持たせるものではない。
したがって、
　対象となる貨物が**物理的に保税地域に置くことが困難な貨物についてのみ**認められる。

# 講義予定

１．保税制度について

（1）保税制度の役割
（2）保税地域の種類
（3）自主管理制度

２．保税地域における貨物の管理等

（1）外国貨物を置く場所の制限
**（2）見本の一時持出し**
（3）貨物の取扱い
（4）外国貨物の廃棄
（5）貨物の収容能力の増減等（含む工事届）
（6）関税納付義務（倉主責任）
（7）記帳義務
（8）保税運送
（9）その他各種届出
（10）被許可者等に対する処分

## (2) 見本の一時持出し(法第32条)

**保税地域にある外国貨物**を**見本**として**一時持ち出そう**とする者は、税関長の**許可**を受けなければならない。

### 許可基準

課税上問題がなく、かつ、少量の場合(関基32-1)

### 効力

見本として持ち出す外国貨物は、税関長の指定する期間内に戻し入れるものとする。

ただし、残余の貨物と一括して輸入許可を受けた場合はこの限りではない。(関基32-1(2))

# 講義予定

１．保税制度について

（1）保税制度の役割
（2）保税地域の種類
（3）自主管理制度

２．保税地域における貨物の管理等

（1）外国貨物を置く場所の制限
（2）見本の一時持出し
**（3）貨物の取扱い**
（4）外国貨物の廃棄
（5）貨物の収容能力の増減等（含む工事届）
（6）関税納付義務（倉主責任）
（7）記帳義務
（8）保税運送
（9）その他各種届出
（10）被許可者等に対する処分

## (3) 貨物の取扱い(法第40条)(指定保税地域)(法第49条で保税蔵置場に準用)

**指定保税地域では法37条第1項に規定する行為のほか、以下の行為ができる。**

### 1. 内容点検、改装、仕分け、その他の手入れ(第1項) ⇒要記帳

内 容 点 検:品質若しくは数量の点検、又はその機能の簡単な点検
改　　装　:包装を改める行為をいい、一部積戻しのための分割包装等を含む
仕 分 け　:貨物を記号、番号別、荷主、仕向地別又はその名称等級別等に分類、選別
その他の手入れ:貨物の記号、番号の刷換え、さびみがき、油さし、虫ぼし、洗浄・ワックスかけ等

### 2. 見本展示、簡単な加工、その他これらに類するもの(第2項) ⇒要許可、要記帳

見本の展示:注文の取集め等のため蔵置貨物の一部を一般の閲覧に供すること
簡単な加工:単純な工程によるもので、加工後において加工前の状態が判明できる程度のもの
(例)食料品等の加熱(専ら関税の引下げ、非自由化品目→自由化品目を目的とする場合を除く)等
これらに類する行為:輸出しようとする貨物の内容の破損部分又は不良品をこれと同種の完全品と交換すること。注文の取集め等のため個別に識別及び管理される蔵置貨物を閲覧に供すること

# 講義予定

１．保税制度について

（1）保税制度の役割
（2）保税地域の種類
（3）自主管理制度

２．保税地域における貨物の管理等

（1）外国貨物を置く場所の制限
（2）見本の一時持出し
（3）貨物の取扱い
**（4）外国貨物の廃棄**
（5）貨物の収容能力の増減等（含む工事届）
（6）関税納付義務（倉主責任）
（7）記帳義務
（8）保税運送
（9）その他各種届出
（10）被許可者等に対する処分

## (4) 外国貨物の廃棄(法第33条)

保税地域にある外国貨物を**廃棄**しようとする者は、**あらかじめ**その旨を税関に**届け出なければならない**。ただし、関税法第45条第1項ただし書(許可を受けた者の関税の納付義務等)の規定により**滅却**について**承認を受けた**場合は、**この限りでない**。

### 廃棄の意義(関基23-9、33)

○外国貨物の**廃棄とは**、外国貨物を**滅却**し、又は腐敗、変質等により本来の用途に供されなくなった外国貨物を**くずとして処分すること。**

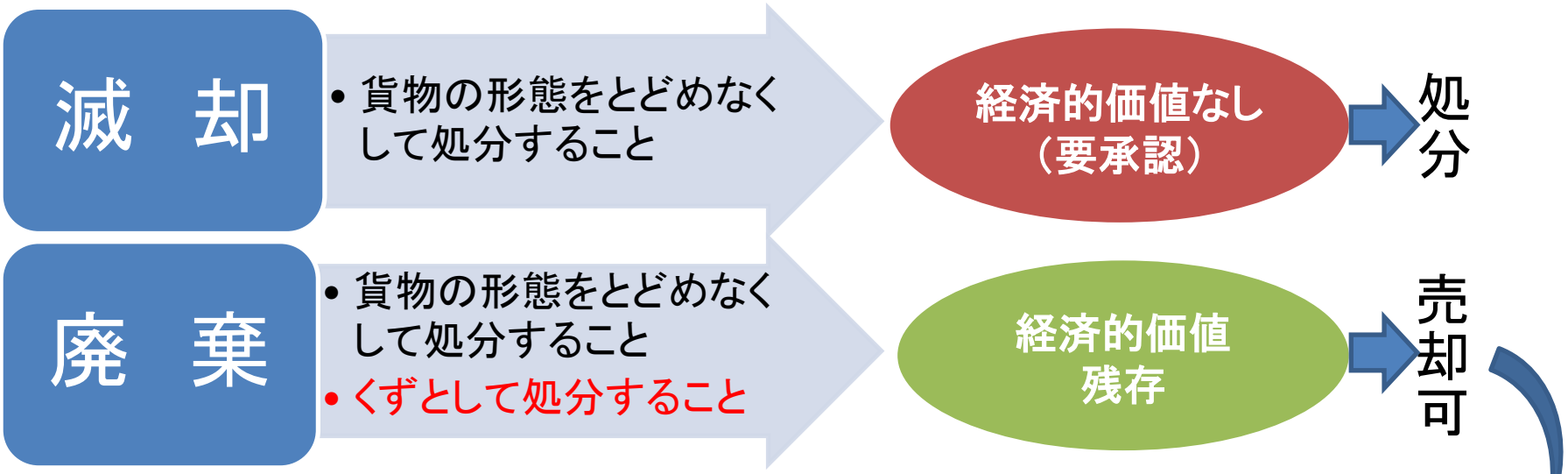
○貨物の**滅却とは**、**焼却**等により**貨物の形態をとどめなくすること**。



## (4) 外国貨物の廃棄（法第34条）

【廃棄・滅却】

どちらも外国貨物本来の価値をなくして、捨てると同様の状態で国内に引き取る行為




経済的価値が残る場合、
貨物の現況により輸入申告手続きが必要！

# 講義予定

１．保税制度について

（1）保税制度の役割
（2）保税地域の種類
（3）自主管理制度

２．保税地域における貨物の管理等

（1）外国貨物を置く場所の制限
（2）見本の一時持出し
（3）貨物の取扱い
（4）外国貨物の廃棄
**（5）貨物の収容能力の増減等（含む工事届）**
（6）関税納付義務（倉主責任）
（7）記帳義務
（8）保税運送
（9）その他各種届出
（10）被許可者等に対する処分

## ⑸ 貨物の収容能力の増減等（含む工事届）（法第44条）

保税蔵置場の許可を受けた者は、当該保税蔵置場の貨物の**収容能力を増加し**、若しくは**減少し**、又は**その改築、移転その他の工事をしようとするとき**は、**あらかじめ**その旨を税関に届け出なければならない。

・面積の増加　→　増坪届
・面積の減少　→　減坪届
・建設物、施設の改築、移転、工事　→　工事届

★基本通達の改正（2024年7月1日施行及び2025年7月1日施行）
　・税関への届出が不要となる工事を明確化（基本通達44-3）

**※保税蔵置場の許可面積に変更がある場合**

貨物収容能力増減等の届（C-3160）に平面図（延べ面積の計算式を余白部分に記載）を添えて提出。

# 講義予定

## １．保税制度について

（1）保税制度の役割
（2）保税地域の種類
（3）自主管理制度

## ２．保税地域における貨物の管理等

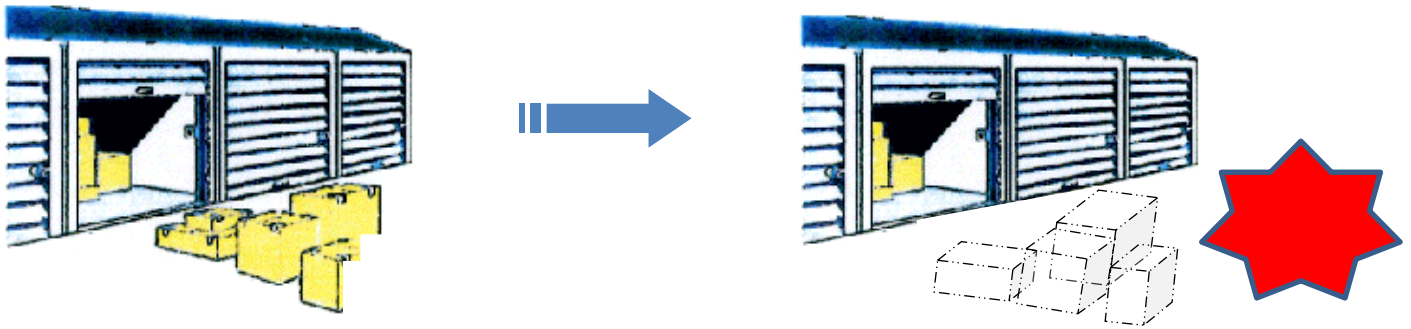
（1）外国貨物を置く場所の制限
（2）見本の一時持出し
（3）貨物の取扱い
（4）外国貨物の廃棄
（5）貨物の収容能力の増減等（含む工事届）
**（6）関税納付義務（倉主責任）**
（7）記帳義務
（8）保税運送
（9）その他各種届出
（10）被許可者等に対する処分

## (6) 関税納付義務(倉主責任)(法第45条)

保税蔵置場にある**外国貨物**(輸出許可を受けた貨物を除く。)が、**亡失し、または滅却されたとき**は、その**保税蔵置場の許可を受けた者から直ちにその関税を徴収**する。
※他の保税地域についても準用規定あり。

例外:関基45-1、関基23-9

- 災害その他やむを得ない事情により亡失した場合
- あらかじめ税関長の承認を受けて滅却した場合



## (6) 関税納付義務(倉主責任)(法第45条)

**例外**

・あらかじめ税関長の**承認を受けて滅却**した場合

**・災害その他やむを得ない事情により亡失した場合**

「**災害**」とは、震災、風水害等の天災、又は火災その他人為的災害で自己の責任によらないもの
「その他やむを得ない事情」とは、災害に準ずるような理由

誤送や窃盗による盗難等は該当しない

なぜか？



倉主には貨物の保全義務があるから

# 講義予定

１．保税制度について

（1）保税制度の役割
（2）保税地域の種類
（3）自主管理制度

２．保税地域における貨物の管理等

（1）外国貨物を置く場所の制限
（2）見本の一時持出し
（3）貨物の取扱い
（4）外国貨物の廃棄
（5）貨物の収容能力の増減等（含む工事届）
（6）関税納付義務（倉主責任）
**（7）記帳義務**
（8）保税運送
（9）その他各種届出
（10）被許可者等に対する処分

## (7)　記帳義務（法第34条）

保税地域（保税工場・保税展示場を除く）において貨物を管理する者は、その管理する外国貨物又は輸出しようとする貨物について、帳簿を設け、政令で定める事項を記載しなければならない。

※保税工場・保税展示場の記帳義務については別途規定している（法第61条の3及び法第62条の7）。

### 記帳事項（関令第29条の2第1項）【指定保税地域・保税蔵置場】

第1号　外国貨物（輸出しようとする貨物を含む）を入れた場合

第2号　外国貨物（輸出しようとする貨物を含む）を取扱した場合

第3号　蔵入承認又は置く期間について税関長の指定を受けた場合

第4号　輸入の許可を受けた場合

第5号　輸入の許可前における貨物の引取り承認を受けた場合

第6号　見本の一時持出許可を受けて一時持出した場合

第7号　外国貨物を出した場合

### 帳簿の保存期間（関基34の3）

記載すべき事項が生じた日から起算して2年を経過する日まで。

（その間に当該帳簿について保税業務検査を受けた場合にあっては、当該保税業務検査を受けた日まで。）

## (7)　記帳義務（法第34条）

## 関税法施行令第29条の2第1項

### 第1号　外国貨物（輸出しようとする貨物を含む）を入れた場合

①当該貨物の記号、番号、品名及び数量
②当該貨物を入れた年月日
③船舶・航空機の名称又は登録記号、入港年月日
　（当該貨物が外国から本邦に到着した後、初めて入れた場合）
④保税運送承認書の番号
　（当該貨物が保税運送により入れられた場合）

## (7)　記帳義務（法第34条）

### 関税法施行令第29条の2第1項

第2号　外国貨物（輸出しようとする貨物を含む）の取扱いをした場合（内容点検、改装、仕分けその他の手入れ又は見本の展示、簡単な加工等（関税法第40条第1項又は第2項））

①当該貨物の記号、番号、品名及び数量
②行為の種類及び内容
③行為をした年月日
④変更の内容（記号・番号・数量の変更があったとき）

## (7)　記帳義務（法第34条）

### 関税法施行令第29条の2第1項

第3号　貨物を置くことの承認又は指定を受けた場合
（関税法第43条の3第1項、蔵入承認又は税関長が指定する期間）

①当該承認又は指定の年月日
②その承認書又は指定書の番号

## (7)　記帳義務（法第34条）

## 関税法施行令第29条の2第1項

### 第4号　輸入の許可を受けた場合（関税法第67条）

①当該貨物の記号、番号、品名及び数量
②当該許可の年月日
③当該許可書の番号

## (7)　記帳義務（法第34条）

## 関税法施行令第29条の2第1項

**第5号　輸入の許可前における貨物の引取り承認を受けた場合**
**（関税法第73条第1項、BP承認）**

**①当該貨物の記号、番号、品名及び数量**
**②当該承認の年月日**
**③当該承認書の番号**

## (7)　記帳義務（法第34条）

## 関税法施行令第29条の2第1項

**第6号　見本の一時持ち出しの許可を受けて外国貨物を見本として持出した場合（関税法第32条）**

**①当該貨物の記号、番号、品名及び数量**
**②当該許可に係る期間（持出しの期間）及び持ち出し先**
**③当該一時持ち出しの年月日**

## (7)　記帳義務（法第34条）

## 関税法施行令第29条の2第1項

### 第7号　保税地域から外国貨物を出した場合

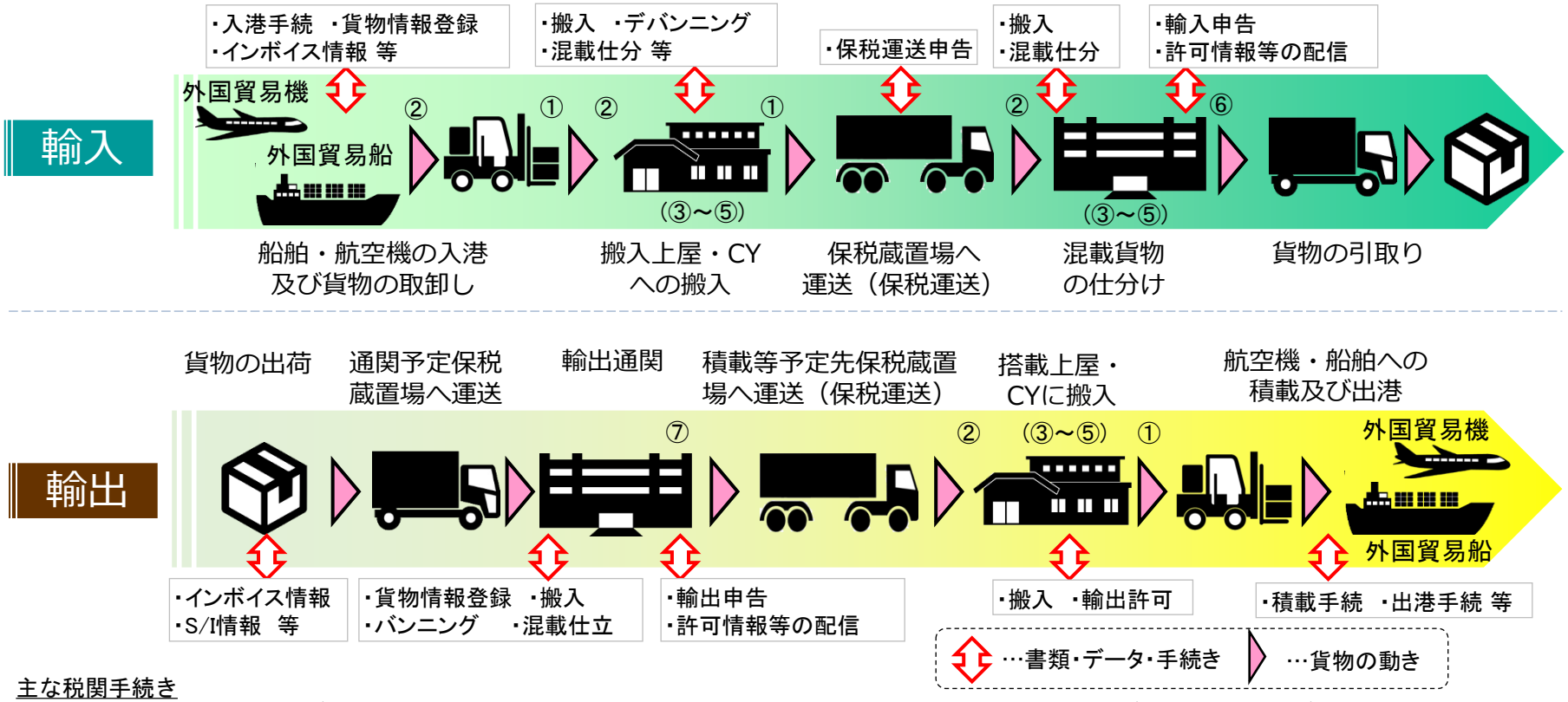
①当該貨物の記号、番号、品名及び数量
②貨物を出した年月日
③貨物を出すことにつき必要な許可・承認年月日及び許可書・承認書の番号
④外国に向けて送り出すときは、積込もうとする船舶・航空機の名称又は登録記号及び出港の年月日

★電磁的記録による保税台帳の保存に係る見直しについて（2025年4月1日施行）

・一定の要件のもと、保存する媒体等を倉主等が任意で選択することが可能。
バックアップ・データだけでなく、保税台帳そのものをクラウド・サービス等に保存可能。
（基本通達34-4、43-2）

# 記帳義務　NACCS管理資料

（参照：輸出入・港湾関連情報処理センターHPより）

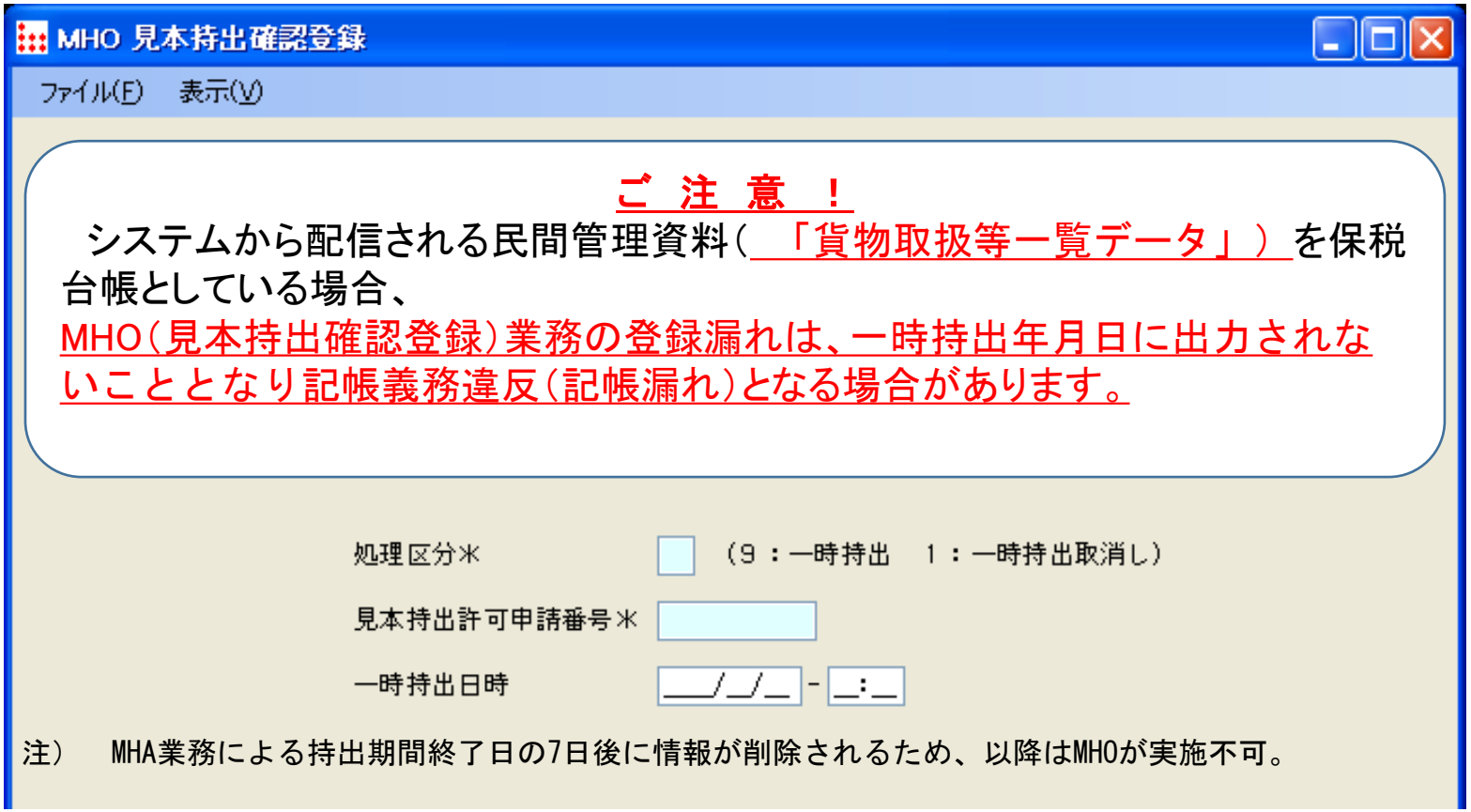



主な税関手続き

| 業務名 | 業務コード（Ari-NACCS：下線部） | 関係法規（関税法） | うち記帳義務（同法施行令§29の2） |
|---|---|---|---|
| ①搬出確認登録 | 【入】BOA/BOC/BOB, CYO, MHO, OUT/EXR<br>【出】BOC/BOB/VAN/VAE/CYO/CLR, EXM/EXA/EXU | §34 | 7号 |
| ②搬入確認登録 | 【入】PKK/PKI, BIA/BIB/BID/BIE, CYA/CYD/CYE, PKG/EPK/HPK/BIN/BIN01/OIN<br>【出】BIC/BID/BIE, CYA/CYD/CYE, BIL | §34 | 1号 |
| ③貨物取扱登録 | （点）SHN,（改）SHS,（仕合）CHU<br>（点）CHN/AHN,（改）CHS/CHS01, AHS/AHS, CFS/CFS01, CCH, AHT | §40 | 2号 |
| ④貨物取扱許可申請 | CHD, AHD | §40 | 2号 |
| ⑤見本持出許可申請等 | MHA/MHO（持出確認）/MHC（取消）, MMA/MMO（持出確認）/MMC（取消） | §32 | 6号 |
| ⑥輸入申告、BP・IS承認 | IDC | §43の3、§67 | 3、4、5号 |
| ⑦輸出申告 | EDC | §67 | 4号 |

# 保税台帳となる管理資料の留意事項

MHA業務（見本持出許可申請）で許可となった見本を保税地域から一時持出した場合は、MHO業務（見本持出確認登録）で一時持出を登録する。



# 講義予定

１．保税制度について

（1）保税制度の役割
（2）保税地域の種類
（3）自主管理制度

２．保税地域における貨物の管理等

（1）外国貨物を置く場所の制限
（2）見本の一時持出し
（3）貨物の取扱い
（4）外国貨物の廃棄
（5）貨物の収容能力の増減等（含む工事届）
（6）関税納付義務（倉主責任）
（7）記帳義務
**（8）保税運送**
（9）その他各種届出
（10）被許可者等に対する処分

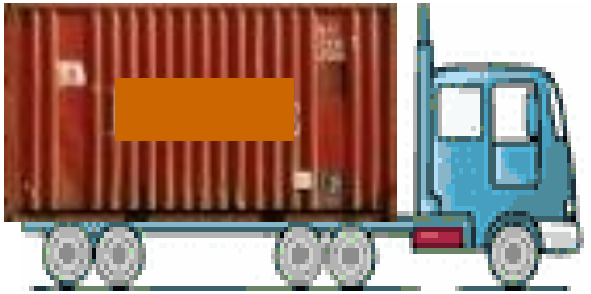
## (8) 保税運送(法第63条)

外国貨物は、税関長に申告し、その**承認**を受けて、**開港**、**税関空港**、**保税地域**、**税関官署**及び**他所蔵置許可を受けた場所**相互間に限り、**外国貨物のまま**運送することができる。

### ポイント

保税運送は、**特定の場所相互間**を**指定された期間内**で運送する場合のみ認められる。

※運送期間指定後に災害その他やむを得ない事由が生じたため必要があると認めるときは、税関長はその指定した運送期間を延長することができる。



### 保税運送の種類

| 陸路運送<br>(OLT Over Land Transport) | 海路運送<br>(ICT Inter Coast Transport) | 空路運送<br>(ACT Air Craft Transport) |
|---|---|---|
| 自動車等、鉄道による運送 | 船舶等による運送 | 航空機等による運送 |

★基本通達の改正(2025年7月1日施行)

・包括保税運送の承認要件をおおむね月2回以上と明確化(基本通達63-22)

## ⑻ 保税運送（法第63条）

### 関税の徴収等（法第65条）

運送の承認を受けて運送された外国貨物がその**指定された運送の期間内に運送先に到着しないとき**は、**運送の承認を受けた者**から、直ちにその**関税を徴収**する。

【ポイント】

- 未到着または亡失した**外国貨物が輸出許可済み貨物**である場合は、**関税徴収は行わない**。
- 運送途中の外国貨物が**亡失した際、その理由が災害その他やむを得ない場合**、**関税徴収は行わない**。
- 関税を徴する場合は、賦課課税方式による（関税法第6条の2）
- 運送先の保税地域に到着し搬入した後は、その外国貨物の関税納付義務は倉主に移転する。

※その外国貨物が亡失、又は税関に承認を受けずに滅却された場合には、倉主から直ちにその関税を徴収することとなる。（関税法第45条等）

# 講義予定

１．保税制度について

（1）保税制度の役割
（2）保税地域の種類
（3）自主管理制度

２．保税地域における貨物の管理等

（1）外国貨物を置く場所の制限
（2）見本の一時持出し
（3）貨物の取扱い
（4）外国貨物の廃棄
（5）貨物の収容能力の増減等（含む工事届）
（6）関税納付義務（倉主責任）
（7）記帳義務
（8）保税運送
**（9）その他各種届出**
（10）被許可者等に対する処分

## (9) その他各種届出

### 関基42-11(許可の際に付する条件)抜粋

(1)蔵置貨物の種類を変更する必要が生じた場合には、あらかじめ税関長に届け出る旨の条件。
(2)保税蔵置場の名称、所在地、支配人その他の主要な従業者(許可を受けた者が法人であるときは、法人の商号及び役員を含む。)に変更があった場合(特例輸入者の承認等を担当する部門へ届け出ている場合を除く。)には遅滞なく税関長に届け出る旨の条件。
(6)保税業務規則の規定を遵守すべき旨、及び当該規則の内容を変更した場合には、変更後の当該規則を遅滞なく提出すべき旨の条件。
※支配人その他の主要な従業者とは、支配人:関基43-2(1)イに規定の総合責任者をいい、 その他の主要な従業者:関基43-2(1)ロからニに規定の貨物管理責任者、顧客(荷主)責任者、委託関係責任者をいう。

### 休業又は廃業の届出(法第46条)

保税蔵置場の許可を受けた者は、許可の期間内に当該保税蔵置場の業務を休止し、又は廃業しようとするときは、あらかじめその旨を税関長に届け出なければならない。
業務の休止:保税蔵置場休業届(C-3180)
休業していた蔵置場の再開:保税蔵置場の業務の再開届(C-3190)
※許可期間の満了による廃業の場合は、届出を要しない。
※休業期間の満了に伴う業務の再開であっても、再開届の提出は必要。
廃業:保税蔵置場廃業届(C-3180)

# 講義予定

## １．保税制度について

（1）保税制度の役割
（2）保税地域の種類
（3）自主管理制度

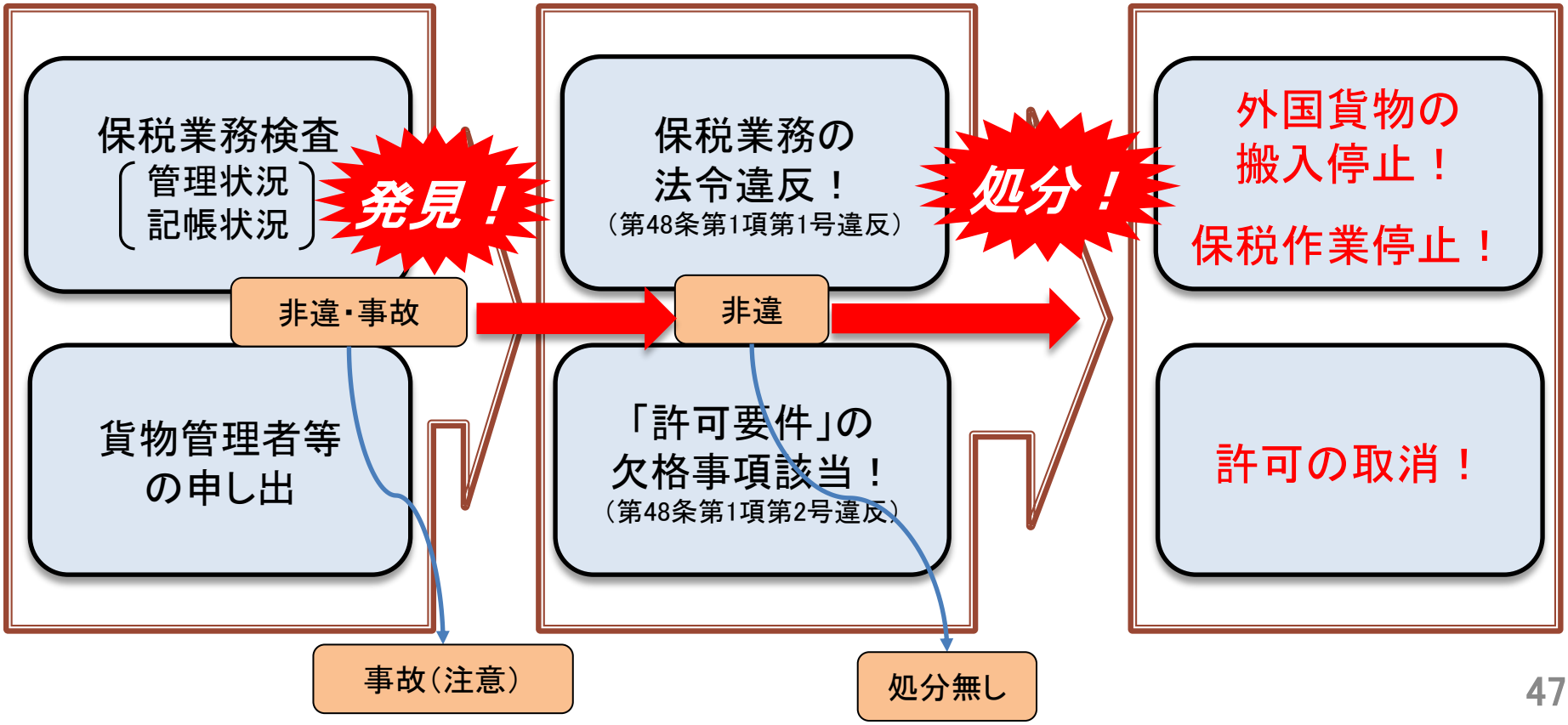
## ２．保税地域における貨物の管理等

（1）外国貨物を置く場所の制限
（2）見本の一時持出し
（3）貨物の取扱い
（4）外国貨物の廃棄
（5）貨物の収容能力の増減等（含む工事届）
（6）関税納付義務（倉主責任）
（7）記帳義務
（8）保税運送
（9）その他各種届出
**（10）被許可者等に対する処分**

## ⑽ 被許可者等に対する処分（法第48条）

税関長は、被許可者等が保税業務においてこの法律の規定に違反等した場合、欠格条項に該当した場合または業務改善命令に違反した場合、期間を指定して外国貨物または輸出しようとする貨物を保税蔵置場に入れることを停止させ、または保税蔵置場の許可を取り消すことができる。

【事案発生から処分への流れ】



# ⑽ 被許可者等に対する処分（法第48条第1項第1号）

## 【保税蔵置場に対する搬入停止・取消処分（関税法基本通達48-1）】

**基礎点数** ＋ **加算点数** － **減算点数** ＝ **合計点数**

| 別表1（非違の態様） |
|---|
| （基礎点数10件まで毎に） |
| 1. 禁止・許可・承認　3点 |
| 2. 届出・報告等・記帳　2点 |

（例）
未承認保税運送：3点
保税台帳未記帳：2点
無届出工事：2点

| ③ 非違実績（過去3年） | |
|---|---|
| 最後の非違から | |
| 1年以内 | 10点 |
| 1年超2年以内 | 7点 |
| 2年超3年以内 | 5点 |

| 別表2（加算要件） |
|---|
| ① 関与者<br>・被許可者（法人は役員）30点<br>・代理人、支配人、<br>主要従業者　10点 |

| ② 処分実績（過去3年） | |
|---|---|
| 通知日以後 | 別表1算出点数 |
| 搬入停止処分期間末日まで | ×2＋10点 |
| 1年以内 | ×1.5＋10点 |
| 1年超2年以内 | ×1＋10点 |
| 2年超3年以内 | ×0.5＋10点 |

| 加算要素 | |
|---|---|
| 非違が故意（関税等ほ脱目的等） | 20点（40点） |
| 業務改善命令を最後に受けた日から1年を経過するまでの非違 | 7点 |

| 減算要件（できる） |
|---|
| 申し出（税関から保税業務検査を行う旨を通知した日より前）　3/4 |
| 申し出　1/2 |
| 再発防止策　10点限度 |

10点以下
原則、処分なし

| | |
|---|---|
| 11点以上 | 10点を超える1点につき1日の「搬入停止」 |
| 60点以上 | 税関長が許可の取消しもやむを得ないと判断した場合は「許可取消し」 |
| 100点以上 | 原則「許可取消し」 |

※保税蔵置場以外の保税地域については、
他の基本通達の規定により準用されている。

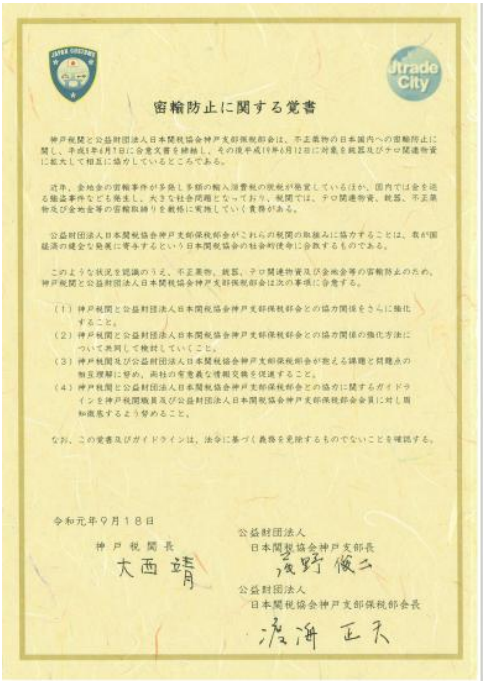
# 情報提供のお願い

## ※MOU（Memorandum Of Understanding）について

関税局・税関では、麻薬、覚醒剤等の不正薬物及び銃砲等の密輸入を取り締まるため、海運会社、航空会社、国際航空貨物取扱事業者、通関業者等の国際貿易・輸送に係る業界団体から不審情報の提供等の協力を得ることが不可欠との認識の下、平成４年６月、関税局と関係業界との間で、密輸防止のための協力強化を目的とした覚書（MOU）を締結しました。

神戸税関でも（公）日本関税協会神戸支部保税部会との間で、平成5年（1993年）6月にMOUを締結（令和元年（2019年）9月に再締結）しております。





密輸防止に関する覚書

神戸税関と公益財団法人日本関税協会神戸支部保税部会は、不正薬物の日本国内への密輸防止に関し、平成[illegible]年[illegible]月[illegible]日に合意文書を締結し、その後平成[illegible]年[illegible]月[illegible]日に対象を銃器及びテロ関連物資に拡大して相互に協力しているところである。

近年、全地金の密輸事件が多発し多額の輸入消費税の脱税が発覚しているほか、国内では金を巡る強盗事件などにも発展し、大きな社会問題となっており、税関では、テロ関連物資、銃器、不正薬物及び全地金等の密輸取締りを厳格に実施していく責務がある。

公益財団法人日本関税協会神戸支部保税部会がこれらの税関の取組みに協力することは、我が国経済の健全な発展に寄与するという日本関税協会の社会貢献事業に合致するものである。

このような状況を認識のうえ、不正薬物、銃器、テロ関連物資及び全地金等の密輸防止のため、神戸税関と公益財団法人日本関税協会神戸支部保税部会は次の事項に合意する。

（１）神戸税関と公益財団法人日本関税協会神戸支部保税部会との協力関係をさらに強化すること。
（２）神戸税関と公益財団法人日本関税協会神戸支部保税部会との協力関係の強化方法について共同して検討していくこと。
（３）神戸税関及び公益財団法人日本関税協会神戸支部保税部会が抱える課題と問題点の相互理解に努め、両社の有意義な情報交換を促進すること。
（４）神戸税関と公益財団法人日本関税協会神戸支部保税部会との協力に関するガイドラインを神戸税関職員及び公益財団法人日本関税協会神戸支部保税部会会員に対し周知徹底するよう努めること。

なお、この覚書及びガイドラインは、法令に基づく義務を免除するものでないことを確認する。

令和元年９月１８日

神戸税関長　大西 靖

公益財団法人
日本関税協会神戸支部長　[illegible]野 俊二

公益財団法人
日本関税協会神戸支部保税部会長　[illegible]海 正夫

# 情報提供のお願い


税関
Japan Customs
不正輸出の可能性に気づいたら・・・
情報提供をお願いします
例えば・・・
・こんな精密機械を何に使うのだろう？
・同時期に複数の輸出者が同一製品を輸出？
・この国は紛争状態ではなかったか？
・迂回輸出？この仕向先に奢侈品(贅沢品)、
先端技術は大丈夫？
・貨物と外装表示が一致していないな～
軍事転用のおそれがある製品や不正輸出かも
あなたの気づきが日本の国益や
世界の平和を守るかもしれません
税関では、安全・安心な社会の実現に向けて
経済安全保障の確保に取り組んでいます
連 絡 先: 保税取締1部門 ☎078-303-3552
保税取締2部門 ☎078-857-0743
税関HP: https://www.customs.go.jp
税関HP
密輸情報提供サイト

# 税関ホームページ　保税ポータルについて

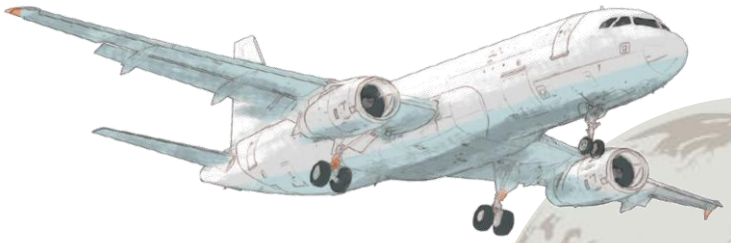


以上になります。

ご清聴ありがとうございました。



# 本日は、当支部主催の研修会に
# ご参加いただきありがとうございました。







リンク先からアンケートへのご協力をよろしくお願いいたします。

公益財団法人　日本関税協会神戸支部